

マイナンバー制度の広報用ロゴマーク「マイナちゃん」の着ぐるみ貸付に関する規程

令和3年9月1日
会計担当参事官決定

(本規程の目的)

第1条 この規程は、マイナンバー制度の普及・啓発を目的としたマイナンバー制度の広報用ロゴマーク「マイナちゃん」の着ぐるみ（付属の物品を含む。以下「着ぐるみ」という。）の貸付について、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸付を受けられる者)

第2条 着ぐるみは、以下に掲げる者がマイナンバー制度の普及・啓発を目的とする自らの業務のために貸付を受けることができる。

- 一 国の行政機関
- 二 地方公共団体
- 三 地方公共団体情報システム機構
- 四 その他マイナンバー制度の普及・啓発を主たる目的として使用する場合であつて、デジタル庁の広報に関する事務を担当する参事官（以下「広報担当参事官」という。）が認めた場合

(貸付の承認)

第3条 貸付を希望する者（以下「申請者」という。）は、原則として貸付を希望する2週間前までに、次に掲げる事項を広報担当参事官の指定する方法により申請し、広報担当参事官より承認を受けなければならない。

- 一 申請者に係る次の事項
 - ア 住所
 - イ 所属機関名
 - ウ 代表者の肩書及び氏名
- 二 物品の貸付を受けたい旨
- 三 着ぐるみの使用目的
- 四 貸付を希望する理由
- 五 貸付希望期間
- 六 前各号のほか、広報担当参事官が指定する事項

(着ぐるみの受け取り等)

第4条 前条の規定により、承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、広報担当参

事官の指定する方法により、着ぐるみの受け取り、返却等を行わなければならない。また、これらに要する費用は、使用者が負担するものとする。

2 着ぐるみの貸付は、原則として、1行事につき1体とする。

(貸付料)

第5条 貸付料は、無料とする。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 着ぐるみは、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
- 二 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- 三 着ぐるみは、申請書等に記載した目的以外のために使用しないこと。
- 四 着ぐるみについて、使用場所が指定された場合は、当該指定場所以外では使用しないこと。
- 五 着ぐるみは、改造しないこと。
- 六 着ぐるみの使用については、別に広報担当参事官が示す「着ぐるみ使用时、使用後の注意事項」に記載された注意事項を遵守して取り扱うこと。
- 七 着ぐるみ使用後は、速やかに、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等をメールで送付する等広報担当参事官に活動状況を報告すること。

(原状回復)

第7条 貸付期間中に着ぐるみを紛失、滅失、破損又は汚損した場合は、直ちに広報担当参事官へ報告し、事由の如何にかかわらず、使用者の責任と負担により、次に掲げる処置をとらなければならない。

- 一 着ぐるみを紛失又は滅失した場合は、広報担当参事官の指定する専門業者により新たな着ぐるみを作成し、広報担当参事官に納付すること。
- 二 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、広報担当参事官の指定する専門業者によるクリーニング、修理等の補修を行い、着ぐるみを原状に回復した上で広報担当参事官に返却すること。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。